

MMCニュース 経営情報

2024年3月号

〒101-0051

東京都千代田区神田神保町 2-20

ワカヤギビル 504

TEL.03-3511-6038 FAX.03-3511-6039

<https://www.mmc-office.co.jp>

有限会社MMC

定額減税の具体的処理 国税庁が処理様式（案） を公表～段取りと注意点

今年限りの「R6定額減税」（制度概要は2月号に掲載していますので弊社HPにてご覧ください）を行うために従業員に記入してもらう用紙（定額減税のための申告書）の様式案が国税庁から発表されました。現時点では（案）であること・詳細の正確性よりも分かり安さを優先することをご理解のうえ、以下の説明をご覧ください。

必要用紙は2種類で、一つ目は必ずご記入いただくもので、二つ目は任意に使用すればよいものです。

【二つ目（会社で任意に作成すればよいもの）】

二つ目を先にご説明します。これは従業員毎に行う定額減税を間違えることなく計算するための用紙です。例えば定額減税額が3万円の従業員がいるとします。この従業員の月々の給与から通常控除される源泉所得税が1万円の場合、3か月に渡って減税を行うことになります。それを正確に把握するための用紙です。会社独自の表で行っても良いのですが、国税庁から用意されているものは以下の様式（案）になります。

基準日在職者 (受給者の氏名)	月次減税額の計算		月次減税額の控除						備考
			令和6年 月 日			令和6年 月 日			
	同一生計 配偶者 と 扶養親族の数 ①	月次減税額 (受給者本人 +①の人数) ×30,000円 ②	控除前 税額 ③	②のうち ③から 控除した 金額 ④	控除しき れない 金額 ②-④ ⑤	控除前 税額	⑤のうち ⑥から 控除した 金額	控除しき れない 金額 ⑤-⑥	

【一つ目（必ずご記入いただくもの）】

定額減税をいくら行うか把握する用紙です〔(本人+扶養家族人数)×3万円〕。年末調整時にご記入いただいた「扶養控除申告書」から把握してもよいのですが、扶養控除申告書を記入した時点から扶養家族人数に変更があるといけません。現時点（令和6年の年末時点）で何人の扶養家族がいるかを正確に把握し、令和6年の年末調整で「約3万円の不足金」が生じてしまうのを避けることが重要です。

以下「定額減税のための申告書」の赤枠で扶養家族の氏名・マイナンバー・生年月日・住所を把握し、青枠で扶養家族の年間所得（見積額）を把握します。配偶者・その他の扶養親族ともに年間所得金額48万円以下（給与収入103万円以下）の方が定額減税の対象人数になります。

(注)扶養範囲内(年収103万円以下)を目指して働いている方の所得が意図せずオーバーしてしまい、年末調整時に“多額の不足金”が発生してしまうかも知れません。予め従業員の皆さんにその旨を周知しておくとういでしょう。

令和6年分 源泉徴収に係る定額減税のための申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書

所得調整者	給与の支払者の氏名(氏名)	(フリガナ) あなたの氏名	従業員本人の氏名・住所
	給与の支払者の住所(住所)	あなたの住所又は居所	
税務署長	経理者の情報		従業員本人の氏名・住所

二次元 コード

～記載に当たってのご注意～

- この申告書は、同一生計配偶者や扶養親族につき定額減税額を加算して控除を受けようとする場合に提出するものです。ただし、「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」(住民税に関する事項を含みます。以下同じです。)、に記載した源泉徴収対象配偶者や扶養親族及び「給与所得者の配偶者控除等申告書」に記載した配偶者や扶養親族については、この申告書への記載は不要です。
- この申告書は、あなたが「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」を提出した給与の支払者には提出することはありません。

配偶者
その他の
扶養家族の
氏名など

年間合計
所得見積額

【源泉徴収に係る申告書として使用】…令和6年5月1日以後最初に支払を受ける給与(賞与を含みます。)の支払日までに、この申告書を給与の支払者に提出してください。
 令和6年5月1日以後最初に支払を受ける給与(賞与を含みます。)の源泉徴収から、以下に記載した者について定額減税額を加算して控除を受けます。
 配偶者や扶養親族、配偶者や扶養親族又は18歳未満の扶養親族については、既に定額減税額の加算の機会が含まれていますので、この申告書は提出しなくても、年末調整において定額減税額を加算して控除を受けるときは、同一生計配偶者や扶養親族等について「年末調整に係る定額減税のための申告書」に記載して提出する必要があります。

【配偶者や扶養親族等】…給与の支払者に提出してください。
 定額減税額を加算して控除を受けます。
 配偶者や扶養親族又は18歳未満の扶養親族については、既に定額減税額の加算の対象に含まれていますので、この申告書は提出しなくても、年末調整において定額減税額を加算して控除を受けるときは、同一生計配偶者や扶養親族等について「年末調整に係る定額減税のための申告書」に記載して提出してください。
 配偶者や扶養親族等について「年末調整に係る定額減税のための申告書」を提出する人は、この申告書への記載は不要となりますので、提出しなくても構いません。

【源泉徴収に係る定額減税のための申告書】…源泉徴収額を記載して提出した場合は、「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」に記載して提出してください。

(注) 使用する目的に応じて、いずれかの口にチェックを付けてください。

○ 同一生計配偶者の氏名等
 ※ 記載しようとする配偶者の本年中の合計所得金額の見積額が4万円を超える場合には、控除を受けることはできません。

(フリガナ)氏名	個人番号	生年月日	配偶者の住所又は居所	居住者に 相当	本年中の合計所得 金額の見積額
		昭 和 大 正		<input type="checkbox"/>	

○ 扶養親族の氏名等
 ※ 記載しようとする親族の本年中の合計所得金額の見積額が4万円を超える場合には、控除を受けることはできません。

(フリガナ)氏名	個人番号	続柄	生年月日	扶養親族の住所又は居所	居住者に 相当	本年中の合計所得 金額の見積額
1		昭 和 大 正			<input type="checkbox"/>	
2		昭 和 大 正			<input type="checkbox"/>	
3		昭 和 大 正			<input type="checkbox"/>	

上記の用紙は「定額減税 様式」で検索すると国税庁サイトからダウンロードできます。様式が変更になる可能性はあるとの事ですので随時ご確認ください。6月支給の給与から実施される予定ですので今から準備しておくとういでしょう！

住民税(特別徴収・普通徴収とも)の定額減税は、役所側で計算のうえ通知書が届く予定ですので、皆さんは通知書に従って天引き等すれば結構です。



(追 伸)

確定申告の時期でございます。ほとんどの顧問先様の納税は振替納税(口座引落)ですので、振替日の前日には残高確保をお願いします。残高不足の場合引落不可で罰金が発生してしまいます。